

# 募集

## 女性消防団員

消防火広報活動・応急手当指導など、市内在住・在勤で18歳～50歳の健康な方若干名 ①1月4日(水)～31日(火)(消印有効)(土曜・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分～午後5時に申込書を直接または郵送で消防本部警防課へ。募集要項・申込書は消防本部警防課、消防署、各分署で配布するほか、市ホームページから印刷できます ②消防本部警防課 ☎974-0104



## 市営住宅入居者

募集住戸) ▽第二弥十郎中層住宅2K(一般住宅・単身世帯可)：2戸 ▽川柳町中層住宅2K(一般住宅・単身世帯可)：1戸

〔応募資格〕 次のすべてに該当する方。①受付日の前日からさかのぼって市内に引き続き1年以上お住まいの方 ②同居しているまたは同居しようとする親族(婚約者を含む)がいる方(単身入居資格の方は除きます) ③現に住宅に困っていることが明らかな方 ④入居しようとする世帯全員の合計所得が月額15万8000円以下(裁量世帯は月額21万4000円以下)の方 ⑤暴力団員でない方 ⑥2月21日(火)まで(消印有効)に郵送で埼玉県住宅供給公社へ。募集案内は、2月1日(水)～21日(火)に市役所総合受付(本庁舎1階)、建築住宅課(本庁舎3階)、北部・南部出張所、各地区センターで配布します ⑦埼玉県住宅供給公社 ☎048-829-2873 (土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)

# 市民農園の利用者を募集します

〔貸出期間〕 平成29年4月～34年3月  
〔対象〕 市内在住で、市民農園貸付条件を守り、年間を通して除草等区画管理のできる成人の方(1世帯1区画、重複しての申込みはできません)。ほかの市民農園、いきいき農園を利用されている方とその世帯の方は申込みできません

〔所在地等〕 下表のとおり

農園名	所在地	面積	年間使用料	区画数
東越谷	東越谷10-54-2ほか	約30㎡	5,000円	22
宮本町五丁目第2	宮本町5-112ほか	約30㎡	5,000円	37

〔申込み〕 1月4日(水)～20日(金)(消印有効)に、往復はがきの往信面に住所・氏名・電話番号・希望農園名、返信面の宛先に郵便番号・住所・氏名を記入し農業振興課へ。市ホームページ「市民農園利用者募集」から、電子申請でも申し込むことができます。なお、応募者数が募集区画数を超えた場合は、2月3日(金)、午前10時から市役所第三庁舎5階第6会議室で公開抽選を行います。区画の指定はできません。結果は応募者全員に通知します

\*農園には駐車場、水道設備、農機具の保管場所、ごみ捨て場はありません

問 農業振興課 ☎963-9193

# 看護学生等に 修学資金を 貸与します

市内の医療機関の看護師や助産師を確保するため、看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内医療機関で看護業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与します。

〔対象〕 次の①～④のすべてに該当する方20人程度(予算の範囲内)。①看護師(准看護師は除く)または助産師の養成施設に在学している方 ②本人が市内に居住もしく

は市内の養成施設に在学、または市内に居住している連帯保証人がいる方 ③養成施設を卒業した後、直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思がある方 ④他の修学のための資金の貸与を受けていない方

〔貸与額〕 月額8万円以内(修学に要する額)。無利子

〔貸与期間〕 貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を終了する月まで

# 事業者 の方へ

## 介護保険住宅改修研修会および受領委任説明会

介護保険住宅改修受領委任扶

い登録を希望する事業者を対象に、研修会および説明会を開催します。

① 2月24日(金)、午後1時30分～4時(受付は1時10分から) ② 中央市民会館5階第4～6会議室 ③ 住宅改修に関する研修会および受領委任に関する説明会を実施。テーマは「住宅改修における疾患別・障がい別の配慮」。講師は埼玉県立大学作業療法学科准教授の白倉京子さん ④ 介護保険住宅改修受領委任払い登録を希望する住宅施工業者・居宅介護支援事業者・市内地域包括支援センター ⑤ 無料 ⑥ 1月31日(火)までに申込書を直接またはファクスで介護保険課(第二庁舎1階)へ。申込書は左記で配布しているほか、市ホームページから印刷できます ⑦ 介護保険課 ☎963-1169、FAX ☎965-32809

〔甲種防火管理新規講習会〕 消防法により、一定人数以上を収容する建物やテナント等

は、資格をもつ防火管理者を選任し届け出る必要があります。

① 2月2日(水)～3日(金)、午前8時50分～午後5時(2日間。3日は正午まで) ② 消防本庁舎4階多目的ホール ③ 市内在住・在勤・在学中、防火管理者がいない建物などの管理・監督をする立場の方70人 ④ 3650円(テキスト代) ⑤ 1月19日(水)～26日(土)(土曜・日曜日を除く)に、受講申請書に必要事項を記入し、費用と写真1枚(3枚×2.5枚)を添えて、直接消防本部予防課へ。受講申請書は消防本部、消防署、各分署の窓口で配布するほか、市ホームページから印刷できます ⑥ 消防本部予防課 ☎974-1103

# 市役所の駐車場を利用される方へ

市役所の来客駐車場は、本庁舎南側駐車場が80台、本庁舎西側駐車場21台、市役所北側駐車場81台、第三庁舎北側駐車場6台、合計188台あります。

この駐車場には、車いす使用者・障がい者およびけがなどにより歩行困難な方が利用する「車いす使用者用駐車場」が6台、高齢の方、難病の方、妊婦の方、歩行困難な方および乳児連れの方等が優先的に利用する「おもいやり駐車場」が6台あります。これらの駐車場の趣旨をご理解のうえ、ご利用をお願いします。

また、年度末にかけて、駐車場が大変混雑しますので、時間に余裕をもって来庁されるか、公共交通機関のご利用をお願いします。



おもいやり駐車場



車いす使用者用駐車場

問 庁舎管理課 ☎963-9134

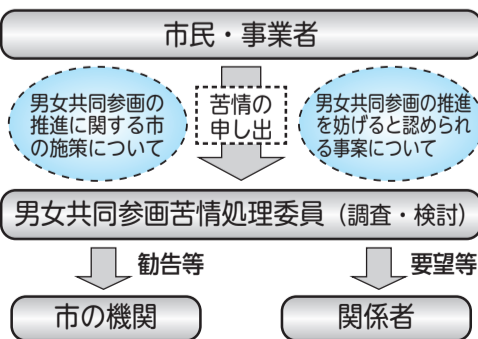
# 男女共同参画

## 苦情処理制度を

### 知っていますか?

市では、男女共同参画に関する苦情を公平・中立な立場で処理する苦情処理委員(弁護士・大学講師)を置いています。

申し出を受けた苦情処理委員は、内容について調査を行った結果、必要があると認められた場合は関係者に助言、勧告、是正の要望等を行います(苦情処理委員には守秘義務がありますので、申出人のプライバシーは守られます)。



苦情の申し出は、郵送のほか、電子申請や窓口での口頭申請でも受け付けています。詳しくは左記へ。 ① 個人権・男女共同参画推進課(第二庁舎3階) ☎963-9113